【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年8月13日

【四半期会計期間】 第13期第1四半期(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

【会社名】 株式会社エー・ピーカンパニー

【英訳名】 AP COMPANY CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 米山 久

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂二丁目17番22号赤坂ツインタワー東館18階

【電話番号】 03-6277-8738

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 吉野 勝己

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂二丁目17番22号赤坂ツインタワー東館18階

【電話番号】 03-6277-8738

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 吉野 勝己

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第12期 第 1 四半期 連結累計期間	第13期 第 1 四半期 連結累計期間	第12期
会計期間		自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日	自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
売上高	(千円)	2,527,102	3,410,905	11,387,412
経常利益	(千円)	193,976	247,624	784,675
四半期(当期)純利益	(千円)	124,137	119,748	430,527
四半期包括利益又は包括利益	(千円)	124,137	119,916	430,128
純資産額	(千円)	601,820	1,960,865	1,840,948
総資産額	(千円)	4,895,489	7,627,338	7,444,716
1株当たり四半期(当期)純 利益金額	(円)	20.24	16.12	63.46
潜在株式調整後1株当たり四 半期(当期)純利益金額	(円)	-	-	-
自己資本比率	(%)	12.3	25.7	24.7

- (注) 1 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については、記載 しておりません。
 - 2 売上高には、消費税は含まれておりません。
 - 3 当社は、平成24年6月27日付けで普通株式1株につき普通株式5株、平成25年2月1日付で普通株式1株につき普通株式3株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期(当期)純利益を算定しております。
 - 4 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第 1 四半期連結累計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。 また、有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ (当社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国の経済情勢は、現政権下における金融緩和をはじめとした 各種政策など経済成長への期待感から、個人消費の持ち直し、雇用情勢に改善の動きがみられ、景気回復 の緩やかな持ち直しがみられたものの、海外における経済不安や景気の減速、わが国における消費税増税 等に対する不安感から、依然として景気の先行きが不透明な状況であります。

国内の食産業を取り巻く環境につきましては、デフレによる低価格競争が継続している一方で、一部の 高価格商品の販売状況が改善されるなど消費マインドには改善の兆しも見られる状況です。

このような状況の下、当社は「日本の食のあるべき姿を追求する」というグループ共通のミッションのもと、販売におけるサービスのさらなる充実、優秀な人材の確保及び教育、生産地の開拓による商品力の強化、首都圏を中心とした新規出店を継続的に行ってまいりました。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は3,410百万円(前年同期比35.0%増)、営業利益は201百万円(前年同期比15.1%増)、経常利益は247百万円(前年同期比27.7%増)、四半期純利益は119百万円(前年同期比3.5%減)となりました。

セグメントごとの業績は次のとおりであります。

生産流通事業

生産流通事業では、「生販直結モデル」の一部として、地鶏、鮮魚、青果物などの生産及び流通事業を行っております。

「塚田農場」ブランド店舗の店舗数増加により、地鶏の生産量の増加及び取扱い青果物の増加傾向が続いており、生産流通事業の売上高及び利益が順調に推移する要因となっております。このうち特に地鶏の生産量の増加に対応するため、宮崎県西都市に建設中であった西都加工センターについては平成25年4月に完成し稼働を開始しております。

また鮮魚については、平成25年6月に羽田空港近くに鮮魚の集荷配送センターを設け流通の効率化を行いました。これは魚関連の事業において、今後、漁師や漁協などの提携先を増加させることを可能にし、商品力を向上させるためのものであります。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間における売上高は570百万円(前年同期比34.0%増)、セグメント利益は48百万円(前年同期比49.1%増)となりました。

販売事業

販売事業では、「生販直結モデル」の一部として外食店舗及び中食店舗を運営しております。

「塚田農場」ブランドの店舗を中心に既存店舗の売上が、前年同期比100%超を達成するなど好調に推移しております。

また当第1四半期連結累計期間において継続して「塚田農場」ブランド店舗の新規出店を行い直営店舗は前期末より9店舗増加し、直営店舗数は106店舗となりました。新規出店は首都圏中心に行っていく方針に変更はありませんが、一方で当四半期には大阪府、福島県、鹿児島県に出店するなど首都圏以外のエリアへの出店も強化しております。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間における売上高は3,170百万円(前年同期比37.2%増)、セグメント利益は159百万円(前年同期比15.6%増)となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(3) 従業員

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの従業員は84名増加し、495名となりました。この主な理由は、販売事業において店舗数が拡大したことによるものです。

(4) 主要な設備

前連結会計年度末において計画中であった主要な設備の新設について、当第1四半期連結累計期間に 完成したものは、次のとおりであります。

会社名、事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資総額 (千円)	着手年月	完了及び稼動	完成後の 増加能力
(株)地頭鶏ランド日南 西都加工センター (宮崎県西都市)	生産流通事業	処理場 加工場	209,467	平成24年11月	平成25年4月	(注1)

(注)1.生産能力および生産性の向上

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)	
普通株式	24,000,000	
計	24,000,000	

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年8月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	7,427,850	7,427,850	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社の標準となる株式であります。また、1単元の株式数は100株であります。
計	7,427,850	7,427,850	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式	発行済株式	資本金	資本金	資本準備金	資本準備金
	総数増減数	総数残高	増減額	残高	増減額	残高
	(株)	(株)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
平成25年6月30日	-	7,427,850	-	495,517	-	475,517

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成25年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成25年6月30日現在

			平成23年 6 月30日現住
区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,426,800	74,268	-
単元未満株式	普通株式 950	-	-
発行済株式総数	7,427,850	-	-
総株主の議決権	-	74,268	-

【自己株式等】

平成25年6月30日現在

					<u> </u>
所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(日C休月休八 <i>)</i> 株式会社エー・	東京都港区赤坂二 丁目17番22号赤坂 ツインタワー東館 18階	100	-	100	0.00
計	-	100	-	100	0.00

EDINET提出書類 株式会社エー・ピーカンパニー(E26842) 四半期報告書

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】 (1) 【四半期連結貸借対照表】

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,548,409	3,044,836
売掛金	365,497	368,082
たな卸資産	218,056	279,642
繰延税金資産	27,664	85,257
その他	202,781	177,622
貸倒引当金	2,775	2,318
流動資産合計	4,359,633	3,953,123
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	2,037,122	2,450,524
減価償却累計額及び減損損失累計額	605,701	672,610
建物及び構築物(純額)	1,431,421	1,777,914
工具、器具及び備品	817,922	975,899
減価償却累計額及び減損損失累計額	400,418	448,827
工具、器具及び備品(純額)	417,504	527,071
 リース資産	70,045	70,034
減価償却累計額及び減損損失累計額	55,647	59,091
 リース資産(純額)	14,397	10,943
	245,502	269,322
減価償却累計額及び減損損失累計額	75,090	84,647
	170,412	184,675
	2,033,735	2,500,603
のれん	6,895	6,649
ソフトウエア	9,544	8,729
その他	941	1,712
無形固定資産合計	17,382	17,091
 投資その他の資産		
敷金及び保証金	920,063	985,467
長期前払費用	105,029	110,177
繰延税金資産	1,305	52,842
その他	12,260	13,186
貸倒引当金	4,693	5,155
 投資その他の資産合計	1,033,965	1,156,519
固定資産合計	3,085,082	3,674,215
 資産合計	7,444,716	7,627,338

	前連結会計年度 (平成25年 3 月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	479,089	503,428
短期借入金	168,980	50,000
1年内償還予定の社債	217,000	217,000
1年内返済予定の長期借入金	698,399	735,326
リース債務	10,928	8,551
未払金	160,672	174,854
未払費用	535,616	559,109
未払法人税等	249,016	244,756
その他	262,660	276,818
流動負債合計	2,782,363	2,769,844
固定負債		
社債	698,500	668,500
長期借入金	1,930,445	2,014,512
リース債務	3,846	2,701
繰延税金負債	1,360	1,360
その他	187,251	209,554
固定負債合計	2,821,404	2,896,629
負債合計	5,603,767	5,666,473
純資産の部		
株主資本		
資本金	495,517	495,517
資本剰余金	475,517	475,517
利益剰余金	870,510	990,259
自己株式	198	198
株主資本合計	1,841,348	1,961,096
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	399	231
その他の包括利益累計額合計	399	231
純資産合計	1,840,948	1,960,865
負債純資産合計	7,444,716	7,627,338

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】 【第1四半期連結累計期間】

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 6 月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
売上高	2,527,102	3,410,905
売上原価	800,330	1,074,159
売上総利益	1,726,771	2,336,745
販売費及び一般管理費	1,551,431	2,135,004
営業利益	175,340	201,741
営業外収益		
受取利息及び配当金	1	17
協賛金収入	26,772	41,048
受取補償金	-	21,207
その他	8,662	3,020
営業外収益合計	35,436	65,294
営業外費用		
支払利息	11,632	15,066
その他	5,167	4,344
営業外費用合計	16,800	19,411
経常利益	193,976	247,624
特別利益		
負ののれん発生益	10,644	<u>-</u>
特別利益合計	10,644	-
特別損失		
固定資産除却損	131	-
特別損失合計	131	-
税金等調整前四半期純利益	204,490	247,624
法人税、住民税及び事業税	78,042	106,025
過年度法人税等	-	130,981
法人税等調整額	2,310	109,131
法人税等合計	80,352	127,875
少数株主損益調整前四半期純利益	124,137	119,748
四半期純利益	124,137	119,748

【四半期連結包括利益計算書】 【第1四半期連結累計期間】

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	124,137	119,748
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	-	167
その他の包括利益合計	-	167
四半期包括利益	124,137	119,916
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	124,137	119,916
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

税金費用の計算

当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

タームローン契約

前連結会計年度(平成25年3月31日)

当社は、設備投資資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行とタームローン契約を締結しております。 当連結会計年度末におけるタームローンに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

タームローンの総額600,000千円借入実行残高80,000千円差引額520,000千円

なお、当契約には財務制限条項が付されております。

(1)当社が締結しております平成25年3月22日締結のタームローン契約に基づく 長期借入金の平成25年3月31日現在の残高30,000千円について、以下の財務制 限条項が付されております。

平成25年3月期以降の各事業年度の末日における当社単体の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、平成24年3月期の末日及び直前事業年度の末日における純資産の合計額の75%以上に維持すること。

平成25年3月期以降の各事業年度の当社単体の損益計算書において、経常 損益の金額を零円以上に維持すること。

(2)当社が締結しております平成25年3月27日締結のタームローン契約に基づく 長期借入金の平成25年3月31日現在の残高50,000千円について、以下の財務制 限条項が付されております。

平成25年3月期以降の各事業年度の末日における当社単体の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、平成24年3月期の末日及び直前事業年度の末日における純資産の合計額の75%以上に維持すること。

平成25年3月期以降の各事業年度の当社単体の損益計算書において、営業 損益及び経常利益の金額を零円以上に維持すること。

当第1四半期連結会計期間(平成25年6月30日)

当社は、設備投資資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行とタームローン契約を締結しております。 当第1四半期連結会計年度末におけるタームローンに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

タームローンの総額600,000千円借入実行残高80,000千円差引額520,000千円

なお、当契約には財務制限条項が付されております。

(1)当社が締結しております平成25年3月22日締結のタームローン契約に基づく 長期借入金の平成25年6月30日現在の残高30,000千円について、以下の財務制 限条項が付されております。

平成25年3月期以降の各事業年度の末日における当社単体の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、平成24年3月期の末日及び直前事業年度の末日における純資産の合計額の75%以上に維持すること。

平成25年3月期以降の各事業年度の当社単体の損益計算書において、経常 損益の金額を零円以上に維持すること。

(2)当社が締結しております平成25年3月27日締結のタームローン契約に基づく 長期借入金の平成25年6月30日現在の残高50,000千円について、以下の財務制 限条項が付されております。

平成25年3月期以降の各事業年度の末日における当社単体の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、平成24年3月期の末日及び直前事業年度の末日における純資産の合計額の75%以上に維持すること。

平成25年3月期以降の各事業年度の当社単体の損益計算書において、営業 損益及び経常利益の金額を零円以上に維持すること。

(四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

過年度法人税等

当社は、麻布税務署より平成20年3月期から平成24年3月期までの課税年度の法人税等について税務調査を受け、主に飲料メーカーからの協賛金収入についての指摘に伴い更正決定通知を受けた結果、過年度法人税等130,981千円を計上いたしました。

なお、税務当局からの指摘につきましては、見解の相違に起因するものでありますが、当局からの指摘を受け入れ平成25年3月期についても指摘を反映した修正申告を行う予定です。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間	当第1四半期連結累計期間
	(自 平成24年4月1日	(自 平成25年4月1日
	至 平成24年6月30日)	至 平成25年6月30日)
減価償却費	95,723千円	129,085千円
のれんの償却額	246千円	246千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額	四半期連結財務 諸表計上額
	生産流通事業	販売事業	合計	(注) 1	(注) 2
売上高					
外部顧客への売上高	221,589	2,305,512	2,527,102	-	2,527,102
セグメント間の内部 売上高又は振替高	204,486	5,100	209,586	209,586	-
計	426,076	2,310,612	2,736,689	209,586	2,527,102
セグメント利益	32,641	138,284	170,925	4,414	175,340

- (注) 1 セグメント利益の調整額は、連結上ののれんの償却額 246千円及びたな卸資産の調整額4,661千円であります。
 - 2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第1四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

					<u> </u>
	報告セグメント			調整額	四半期連結財務 諸表計上額
	生産流通事業	販売事業	合計	(注) 1	(注) 2
売上高					
外部顧客への売上高	245,638	3,165,267	3,410,905	-	3,410,905
セグメント間の内部 売上高又は振替高	325,105	5,100	330,205	330,205	-
計	570,743	3,170,367	3,741,110	330,205	3,410,905
セグメント利益	48,671	159,800	208,471	6,730	201,741

- (注) 1 セグメント利益の調整額は、連結上ののれんの償却額 246千円及びたな卸資産の調整額 6,483千円であります。
 - 2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
1 株当たり四半期純利益金額	20円24銭	16円12銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	124,137	119,748
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	124,137	119,748
普通株式の期中平均株式数(千株)	6,132	7,427

- (注)1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 - 2 当社は、平成24年6月27日付けで普通株式1株につき普通株式5株、平成25年2月1日付けで普通株式1株につき 普通株式3株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、前連結会計年度の期首に分割が行われたと仮定し て1株当たり四半期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

当第1四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

(ストックオプションとして発行する新株予約権について)

当社は、平成25年7月11日開催の取締役会において、当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対して、ストックオプションとして新株予約権の割当を行うことを決議いたしました。

新株予約権の発行要領

1.新株予約権の数

1,220個

なお、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は当社普通株式122,000株とし、下記3.(1)により本新株予約権の目的である株式の数が調整された場合は、同様の調整を行う。

2.新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個あたりの発行価額は、2,300円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

- 3.新株予約権の内容
- (1)新株予約権の目的である株式の種類及び数

付与株式数は、当社普通株式100株であり、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は当社普通株式122,000株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。) または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数×分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。) に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金2,405円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、 調整による1円未満の端数は切り上げる。

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後
・ 調整前
・ 無式数
・

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかか

る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3)新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という)は、平成28年7月1日から平成30年7月30日までとする。

(4)増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に 従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、そ の端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金等増加限度額から、上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6)新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、連結経常利益及びのれん償却費(当社の有価証券報告書に記載される連結財務諸表(連結財務諸表を作成していない場合、財務諸表)における経常利益及びのれん償却費をいい、以下同様とする。)が下記(a)乃至(c)に掲げる条件を充たした場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合を限度とする新株予約権を、平成28年3月期の有価証券報告書の提出日が属する月の翌月1日から行使期間の末日までに限り、それぞれ行使することができる。なお、かかる割合に基づき算定される行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

- (a) 平成26年3月期における連結経常利益にのれん償却額を加算した金額が1,027百万円を超えた場合、割り当てられた個数のうち20%まで
- (b) 平成27年3月期における連結経常利益にのれん償却額を加算した金額が1,445百万円を超えた場合、割り当てられた個数のうち、30%まで
- (c) 平成28年3月期における連結経常利益にのれん償却額を加算した金額が1,938百万円を超えた場合、割り当てられた個数のうち、50%、まで

上記 における業績の判定において、適用される会計基準の変更等により参照すべき経常利益等の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役会にて定めるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4.新株予約権の割当日

平成25年7月31日

5.新株予約権の取得に関する事項

- (1)当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2)新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.(6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- 6.組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1)交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。

(4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5)新株予約権を行使することができる期間

上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3. (3)に定める行使期間の末日までとする。

(6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3.(4)に準じて決定する。

(7)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3.(6)に準じて決定する。

(9)新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- 7.新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成25年7月31日

9. 申込期日

平成25年7月19日

10.新株予約権の割当てを受ける者及び数

EDINET提出書類 株式会社エー・ピーカンパニー(E26842) 四半期報告書

当社及び当社子会社取締役 2名 340個 当社及び当社子会社従業員 31名 880個

EDINET提出書類 株式会社エー・ピーカンパニー(E26842) 四半期報告書

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年8月13日

株式会社エー・ピーカンパニー 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 尾 関 純 印 業務執行社員

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 阿 部 博 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エー・ピーカンパニーの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エー・ピーカンパニー及び連結子会社の平成25年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。 以 上

- (注) 1.上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2.四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。